省令

○総務省令第二十二号

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）第二条第二項の規定に基づき、総務省定員規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年三月三十日

総務省定員規則の一部を改正する省令

総務省定員規則（平成十三年総務省令第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

総務大臣　野田　聖子

改正後	改正前
（本省及び消防庁の定員） **第一条**　総務省の本省及び消防庁の定員は、次の表のとおりとする。 区分 / 定員 / 備考 本省 / 四、六〇八人 消防庁 / 一七二人 合計 / 四、七八〇人	（本省及び消防庁の定員） **第一条**　総務省の本省及び消防庁の定員は、次の表のとおりとする。 区分 / 定員 / 備考 本省 / 四、五九八人 消防庁 / 一七一人 合計 / 四、七六九人

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

（定員の期間別の特例）

2　この省令による改正後の総務省定員規則第一条の規定にかかわらず、次の表の区分の欄に掲げる機関の定員は、同表の期間の欄に掲げる期間においては、同表の定員の欄に掲げるとおりとする。

区分	期間	定員
本省	平成三十年九月三十日までの間	四、六三九人

○総務省令第二十三号

地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十六号）附則第二十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法による改正前の地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第百六十七条第二項の規定に基づき、地方公務員等共済組合法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年三月三十日

総務大臣　野田　聖子

地方公務員等共済組合法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令

地方公務員等共済組合法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十三年総務省令第五十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
附　則 （平成三十年度の地方公共団体の負担金） **第二条**　地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第二十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正法による改正前の地方公務員等共済組合法第百六十七条第二項に規定する総務省令で定める金額のうち、地方公共団体が平成三十年度において負担すべき金額は、平成三十年四月一日における当該地方公共団体の議会の	**附　則** （平成二十九年度の地方公共団体の負担金） **第二条**　地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第二十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正法による改正前の地方公務員等共済組合法第百六十七条第二項に規定する総務省令で定める金額のうち、地方公共団体が平成二十九年度において負担すべき金額は、平成二十九年四月一日における当該地方公共団体の議